



太田川ホットサマーガーデン(H28.8撮影)

ひと 夢 つなぐ 安心未来都市 (第6次東海市総合計画：H26～H35)



東海市都市宣言

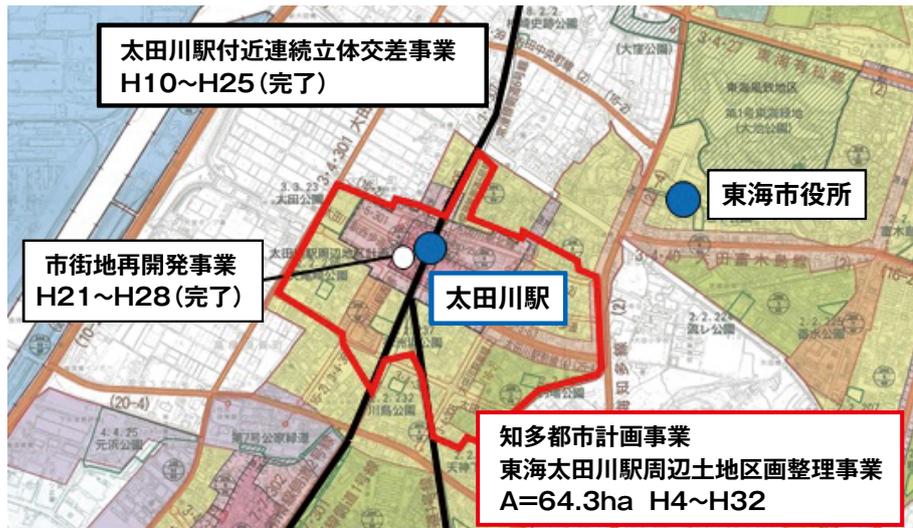
平成22年3月4日

- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市

東海市らしさの創造と市民の夢の実現をめざし、市民に、そして全国に発信するため、次のとおり都市宣言をしました。

このニュースは、皆様と市が一体となってまちづくりをするための資料です。

土地区画整理事業について

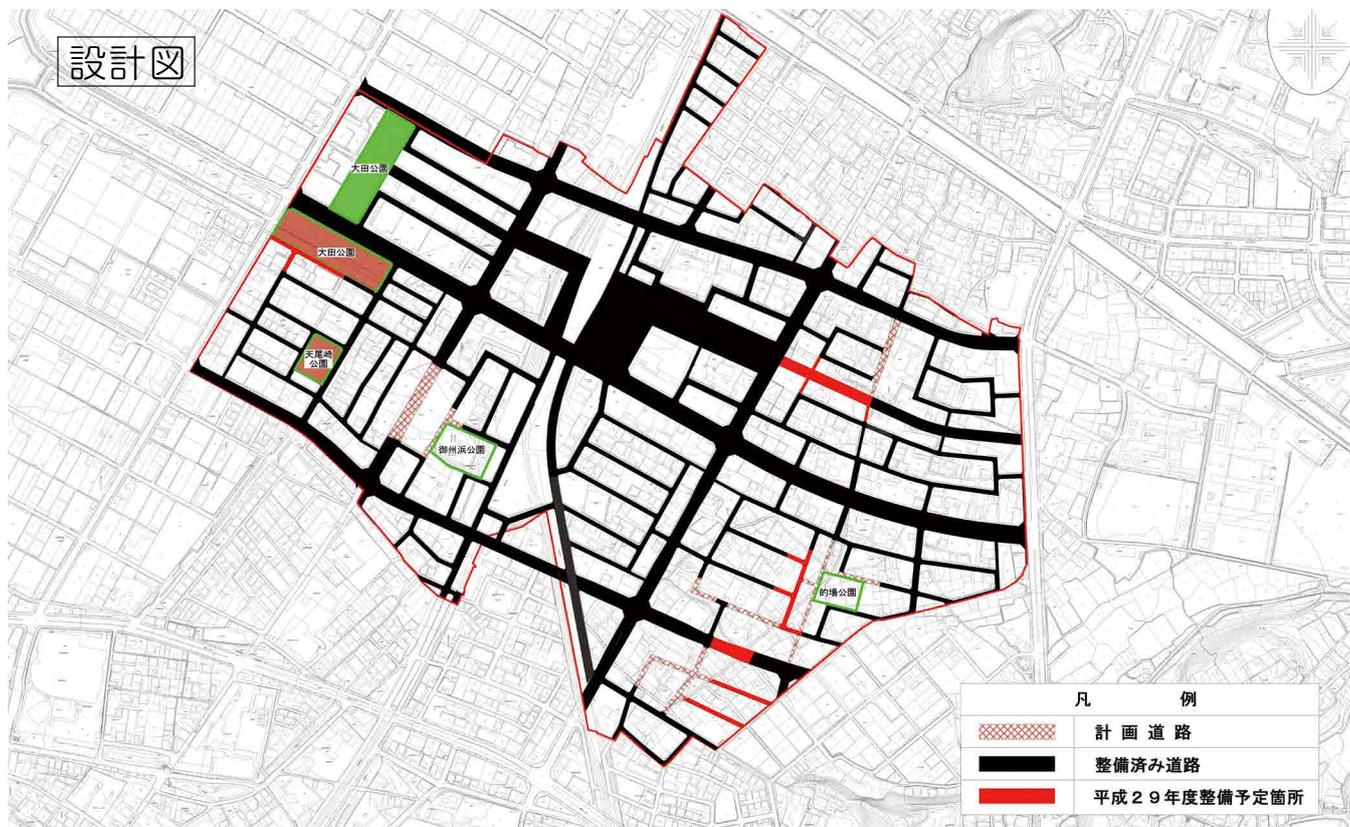


太田川駅周辺では、東海市の玄関口としてふさわしい中心市街地を整備するため、土地区画整理事業を進めています。

- ・ 施行面積 64.3ha
- ・ 事業期間 平成4年度～平成32年度
- ・ 総事業費 約425億円
- ・ 平成28年度末事業進行率 約94%

平成29年度整備予定

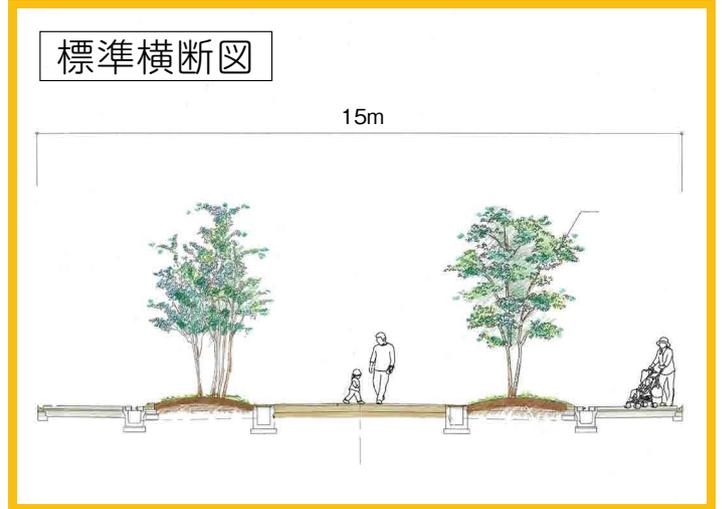
- **物件移転** 移転計画16戸 平成28年度末 進行率 約97% (累計移転戸数695戸/719戸)
- **整備工事** 主に太田川駅東歩道及び電線類地中化の整備を進めていきます。
- **確定測量** 区画整理事業完了に向けた清算業務の準備として、区域内の北西の街区から出来形確認測量等(確定杭の設置)を順次実施していきます。(平成29年度～平成32年度予定)



〈お願い〉

区画整理区域内では、建物所有者(店舗・住宅)より早期移転協力への申し出を頂いております。しかし、事業の遅れ(事業計画の延伸)により希望通りの時期での建物移転ができない状況になっております。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

太田川駅東歩道の整備について



平成28年度、平成29年度の2ヶ年にわたり太田川駅東歩道の整備を行っています。供用開始時期は平成30年の4月を予定しています。

全長360m、幅15mの歩道を整備することにより、市民の皆様が太田川駅周辺をゆとりある空間で、気軽に散策を楽しんでいただけるようになります。



シラン

シラン(紫蘭)

見頃:5月から6月
原産:日本・中国・台湾等
特徴:丈夫な花で春先が見頃となる。紫色の花が咲くため、シランと名付けられた。



エビネ

エビネ(海老根)

見頃:4月から5月
原産:日本・中国・台湾等
特徴:根茎がエビのように曲がっているためエビネと名付けられた。



ヤブラン

ヤブラン(藪蘭)

見頃:8月から9月
原産:日本・東アジア
特徴:薄暗い場所でも丈夫に育ち、藪に咲くランの意味で、ヤブランと名付けられた。

この歩道の特徴はランの植栽です。ランのまち東海市をPRすることを目的に大田まちづくりの会の皆様から提案をしていただきました。常蓮寺の前の空間を中心にランを植栽します。

地域の皆様と共に育み、愛着を持っていただけるような歩道を目指し整備を進めています。周辺にお住まいの方には工事中大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

事業についてのお知らせ

■ 滅失登記について

滅失登記がされていない、新しく仮換地を使用する方の登記ができないため、従前の建物を登記していた場合は、滅失登記をお願いします。

■ 農地転用について

従前の土地が農地の場合は農地転用の許可・届出が必要になります。まだ農地転用がお済みでない方は手続きをお願いします。

■ 仮換地の合筆・分筆について

仮換地の合筆・分筆については、中心街整備事務所までご相談ください。なお、分筆については費用負担が発生することがあります。

■ 使用収益開始後の土地管理について

使用収益開始後の土地については、権利者の方の管理となります。宅地からの土砂の流出や草刈り等近隣の方にご迷惑とならないようお願いします。

■ 建築工事などをされる方は、事前にご相談ください

施行地区内で建築行為などをするときには、東海市長の許可が必要になりますので事前に中心街整備事務所までご相談ください。

■ 所有権に移動があった場合は、届け出てください

区域内の土地について、売買、相続などにより所有権に移動があった場合は、中心街整備事務所へ届出をお願いします。

■ 固定資産税の仮換地課税（みなし課税）について

使用収益開始後の仮換地については平成21年度から「仮換地課税」が実施されています。

■ 東海市公共下水道事業 受益者負担金について

使用収益開始後の仮換地については受益者負担金が賦課されます。

■ 仮換地証明等の権利者以外の方の申請について

仮換地証明等を権利者以外の方が申請する場合は、権利者の委任状が必要となります。

■ 電柱等の設置について

交通安全を考慮した快適なまちづくりを実現するため、電柱等を宅地内に設置することにご理解をいただき、電線類管理者による建柱要請にご協力をお願いします。

■ 土地・建物等への立ち入りについて

事業のため皆様の所有する土地や建物等に市職員または委託業者が立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 工事にご協力を

地区内では整地や道路等の工事を行っています。このため付近の方々をはじめ通行される方にご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 事務所案内図

中心街整備事務所

〒477-0031

東海市大田町東畑119番地

TEL 0562-33-7761

FAX 0562-33-7775

E-mail : chuushin@city.tokai.lg.jp

URL : <http://www.city.tokai.aichi.jp>

